

令和2年第3回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月25日(水) 午後4時15分から午後5時00分

2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	9番 出口 宜伸 (会長代理)	
1番 高田 秋光	2番 北清 裕邦	3番 藤崎 正雄
4番 松田 力	5番 善岡 浩樹	6番 大場 信一
7番 川本 和幸	8番 中村 広治	10番 植松 春雄

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の選出	4番 松田 力・10番 植松春雄
第2 会議書記の指名	南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事
第3 農政報告	
第4 農業委員会会務報告	
第5 議事参与の制限	有り
第6 報告第3号	農用地利用集積計画の変更について
第7 報告第4号	農地法第3条第1項の規定による相続の届出について
第8 議案第6号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第9 議案第7号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第10 議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・中村奨平主査・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長（南）	<p>引き続き只今から、令和2年第3回農業委員会総会を開会します。</p> <p>水谷会長に挨拶をいただき、その後の議事の進行をお願いします。</p>
議長（水谷）	<p>コロナウィルスで、今不安を感じております、憂鬱な気分がつきまっています。</p> <p>先月の農業委員会では、2018年の家庭で食べる米は、2万3千円で外食産業にかける金は、3万2千円と言う話をしましたが、今はそれが逆転している様です。</p> <p>外食産業は、全くさっぱり客が来なくて、家庭での需要が増えているとのことであります。</p> <p>日本人の米の食べる量は決まっておりますので、逆に観光客が減った分、需要が減と言うことであります。これから日本経済さらには世界経済がどのようになるのかが判りませんが、北清地区代表理事が言ったとおり我々は、いつも通り、秋まで努力を積み重ねるしかないと言うことであります。</p> <p>その努力が良い結果につながることを願っております。</p>
議長	<p>それでは、令和2年第3回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1 会議録署名委員について、4番 松田委員、10番 植松委員を指名させていただきます。</p> <p>日程第2 会議書記には、事務局 南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事を配置します。</p> <p>日程第3 農政報告について 細川課長お願いします。</p>
細川参与	<p>お疲れ様です。既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、4月1日付けの町の人事異動についてお知らせします。</p> <p>5年間おりました中村主査が今度企画振興課の企画係に異動することになりました。</p> <p>今見学という形で来ているのですが、産業課商工ひまわり観光林務係の下浦主事が担い手係兼務で今度農業委員会の農地振興係になりました。</p> <p>あと産業課の人事異動としましては、農業振興係の阿部主事</p>

が教育委員会の方に行く事になりました。

新しく阿部主事の後に、議会事務局の橋本主事が来ます。

そして下浦君の異動した後に商工ひまわり観光係に住民課から荒木主事が異動することになります。

以上人事異動につきまして報告をしまして3月の農政報告といたします。

議長

日程第4 委員会会務報告について、事務局から報告願います。

【4ページ朗読説明する。】

議長

日程第5 議事参与の制限について議案8号で私に議事の参与制限がかかり議長を交代いたしますので宜しくお願いします。

日程第6 報告第3号 農用地利用集積計画の変更について説明願います。

事務局長

5ページをお開きください
農用地利用集積計画の変更について

令和元年12月23日公告の農用地利用集積計画を変更したので報告をする。

令和2年3月25日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

昨年12月の農用地利用集積計画の議案で [REDACTED] 譲渡する計画を承認したのですが、その後経営体育成基盤整備事業北竜南2地区において、用水整備を実施するための用地確保があり面積が変更となりました。

[REDACTED] 用水として道に買収されましたので面積が減っておりますのでご了承下さい。

以上で説明を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【質疑なし】

議長

日程第7 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による
相続の届出について説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出
について

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得
した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和2年3月25日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-1

相続をした者は、碧水の

さんが昨年11月18日に亡くなられ、相続を致しました。

土地は、碧水 外33筆です。

内訳は、田で22筆 面積 168,153 m² (16町8反1畝)

畑で12筆 面積 176,020 m² (17町6反) で合計344,173 m²であ
ります。 場所は資料の1ページに掲載してあります。

以上で説明を終わります。

次に8ページをお開き下さい

受理番号 2-2

権利取得者 岩村 さんで、父親の さんよ
り相続を致しました。 さんは、平成15年3月9日に亡く
なられおりましたが、相続が最近完了することができました。

また、土地を調査した結果、土地改良事業の換地において登記
漏れがあるなどして相続の完了が遅れました。

土地は、碧水 外7筆

田で6筆 面積 74,013 m²

畑で2筆 面積 2,858 m²

合計面積 76,871 m²です。

資料の2ページに掲載してあります。

以上で説明を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【質疑なし】

議長

日程第7 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について報告を終わります。

議長

日程第8 議案第6号 農地法18条第6項の規定による合意解約について説明願います。なお2-1と2-2を一緒続けてお願いします。

事務局長

11ページをお開き下さい。議案第6号 農地法18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条の規定により、合意解約のあった、別紙の者について議決を求める。

令和2年3月25日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-1

貸主 代理人 農用地両集積円滑化団体 北竜町

所有者 美葉牛 ■■■■■さん

借主 美葉牛 ■■■■■さん

契約は、平成24年4月24日から令和4年3月31日までとなっていました。

土地は、美葉牛 ■■■■■外2筆 全て田であります。面積は、61,279㎡であります。

場所は、資料の3ページに掲載してあります。

13ページをご覧ください。

受理番号 2-2

貸主 美葉牛 ■■■■■さん

借主 美葉牛 ■■■■■さん

です。

■■■■■は、■■■■■から、今年2月21日に名称を変更しました、■■■■■さんは、水稻を主に経営する方針なので、■■■■■

合意解約をします。

契約期間は、平成22年5月6日より令和3年5月5日まで、山本さんが、使用貸借していたものであります。

土地は、美葉牛 外19筆で全て畑であり、面積は、185,033㎡です。

場所は、資料4ページに掲載してあります。

以上で説明を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【質疑なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

農地法第3条第1項の規定による許可申請について
合意解約 番号 2-1 2-2 については、原案通り承認されました。

議長

日程第9 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明願います。

事務局長

14ページをご覧下さい。
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので別紙の者について議決を求める。

令和2年3月25日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

15ページをご覧下さい。

貸主 美葉牛 [REDACTED] さん

借主 沼田町 [REDACTED] さん

貸主の申請理由 離農のため

借主の申請理由 規模拡大により経営の合理化を図るため。

契約期間は、許可と同時で10年間

借主の経営耕地は、記載のとおり

賃貸料は、500,000円 約反当で2,800円となります。

土地は美葉牛 [REDACTED] 外14筆で、全て畑 面積179,257㎡です。

先ほどの合意解約の案件でありました、

[REDACTED] 自宅周りは、山本さんが保有します。

場所は、資料5ページに掲載しております。

以上で説明を終わります。

議 長

質問等ございますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案通り承認いたします。

議 長

日程第10 議案第8号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

なお、番号 2-賃-8 と 2-賃-9 は議事参与の制限が私に掛かりますので、ここで議長を交代いたします。

議長（出 口）

それでは、番号2-賃8と2-賃9について説明願います。

事務局長

16 ページをご覧ください。

議案第8号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求めらる。

令和2年3月25日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

番号 2-賃-8

利用権の設定を受ける者 美葉牛

利用権の設定者は、 美葉牛 さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間は、令和2年3月25日から令和5年12月31日までです。

賃貸料は、574,700円で、田で水張り539a 反当10,000円畑で14,284㎡ 反当2,500円であります。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、美葉牛 外14筆で、田6筆 地積58,727㎡ 畑 9筆 14,284㎡です。

地積面積73,011㎡です。

資料の6ページに掲載しております。

次のページ2-賃9をご覧ください。

利用権の設定を受ける者 美葉牛

利用権の設定者は、代理人 農用地利用集積円滑化団体
北竜町

所有者 美葉牛

先ほど案件で合意解約した農地を と再契約するものです。

契約期間は、令和2年3月25日から令和5年12月31日までです。

賃貸料は、452,000円で、田で水張り565a 反当8,000円

です。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地は、美葉牛■■■■外2筆 全て田であります。面積は、61,279 m²であります。

場所は、資料の3ページに掲載してあります。

以上説明を終わります。

議 長 (出口)

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長 (出口)

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長 (出口)

番号 2-賃-8 と 2-賃-9 については、原案通り承認されました。

議長を会長と交代致します。

議 長 (水谷)

次に 番号 2-賃-10 から 2-賃-12 まで説明をお願いします。

事務局長

19 ページをご覧ください。

番号 2-賃-10

利用権の設定を受ける者 和 ■■■■さん

利用権の設定者は、 板谷 ■■■■さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

適正移動委員会で斡旋に掛かっていた三谷ペンケの土地です。売買が対応出来なかったのですが■■■■さんが引き受けたいと申し出あり賃貸借契約するものです。今年度は、賃貸という形ではありますが賃貸後に売買にしたいとの意向があります。

契約期間は、契約期間は、令和2年3月25日から令和2年12月31日までです。

賃貸料は、150,500円で、水張り301aで反当5,000円です。

土地は、田10筆 38,973 m²です。畑4筆 2,675 m²です。

合計面積 41,648 m²です。
土地は、資料7ページに掲載しています。

次に20ページをご覧ください。

番号 2-賃-11

利用権の設定を受ける者 西川 [] さん

利用権の設定者は、 小樽市 [] さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和2年3月25日から令和2年12月31日までです。

賃貸料は、12,350円、

水張り19a 反当6,000円です。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、西川 [] 外4筆で、地目は、全て田です。

地積面積1,841 m² です。

資料の8ページに掲載しております。

なお、この賃貸後は、[] と話し合いをする予定です。

次に21ページをご覧ください。

番号 2-賃-12

所有権の設定を受ける者 和 []

[]

所有権の設定者は、 和 [] [] さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

[] さんと [] さんの契約終了に伴い、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和2年3月25日から令和2年12月31日までです。

賃貸料は、135,500円、

水張り271a 反当5,000円です。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、三谷 [] 外10筆で

地積面積 田10筆 35,647 m² 畑1筆 430 m²です。

合計36,077 m²です。

資料の9ページに掲載しております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

水谷委員

小樽や札幌人はわざわざ来てもらうのですか。

滝上推進員

はい。来てもらいます。
契約において協議もしなければなりません。この方につきましては、しばしば仕事でここを通っています。

議長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

議長

【全員挙手】

事務局長

番号 2-賃-10 2-賃-11 2-賃-12 については、原案通り承認いたします。

議長

次に 2-贈-3 と 2-売 7 を説明願います。
なお、■■■■委員に議事の制限がかかります宜しく願います。

事務局長

22 ページをご覧ください。

番号 2-贈-3

所有権の移転を受ける者 板谷 ■■■■さん

所有権の移転をする者 和 ■■■■さん

農業経営状況は、記載のとおり

贈与による所有権移転

移転時期は、令和 2 年 3 月 25 日

土地は、和 ■■■■ 1 筆で地目は、畑です

資料の 10 ページに掲載しております。

次に 23 ページをお開き下さい。

番号 2-売-7

所有権の移転を受ける者 札幌市 北海道農業公社

所有権の移転をする者 和 ■■■■

売買による所有権移転

移転時期は、令和 2 年 3 月 25 日

売買価格は、17,568,000円
水張面積 549a で反当 320,000円です
対価の支払い期限は令和2年4月27日まで。
引渡の時期は、対価の支払い日
土地は、和■■■■外4筆 全て田です。
地積面積 57,137㎡です。
資料の11ページに掲載しております。
以上で説明を終わります。

議長

質疑等ありますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号2-贈-3について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 2-贈-3 について原案通り承認されました。
■■■■委員の議事の制限を解きます。

議長

番号 2-売-7 について承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

事務局長

番号 2-売-7 については、原案通り承認いたします。

それでは、今日の審議を終了いたします。

議 長

4 番委員

10 番委員
